

〔分担研究報告書〕

合葬式埋蔵施設（永代供養墓）

に関する問題点の整理

厚生労働省科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書 合葬式埋蔵施設（永代供養墓）に関する同
題点の整理

研究分担者 横田 陸 公益社団法人全日本墓園協会主任研究員

そもそも「合葬墓(永代供養墓)」の由来(起源・原型)と定義

そもそも、合葬墓(永代供養)を求めることは、少子高齢化が進む昨今、お墓があっても後継者がいないことで悩んでおられる方が増えている(といわれる“背景” - これについては実証的に裏付けるデータは無く、一般論として喧伝されているにとどまる)。生涯独身の方・子供のいない夫婦・身寄りのない高齢者など、承継者がいなくても(墓地の)管理者が永代にわたり供養を行うお墓の事を総称したもの - とされている。

いずれにしても、いまだに、法的に明確な定義はなされていないことから「合葬墓」という呼称の他、「永代供養墓」「合祀墓」「埋蔵委託管理型施設」など、様々な呼ばれ方がなされます。また、前述した様に社会状況の変化から、将来における承継、管理の不安のみを理由とした申込みだけに留まらず、経済的な理由で従来のような“お墓”の建立が出来ないという方からの申込み、相談事例も数多く確認されていることから、ある種のセーフティネット、社会福祉的な位置付けで語られることもある。

「合葬墓(永代供養墓)」の他の施設(「納骨堂」等)との関連

「『墓地』の許可を得た区域内に設ける施設であれば、『合葬式施設(納骨堂)』は『墳墓』と見做すのが現実的対応であり、新たに『納骨堂』としての許可は不要ではないか」

「(より)当該施設内に一般の参拝者が立ち入らないのなら『合葬式施設』として見做すなら - 一般の参拝者が立ち入る施設なら新たに『納骨堂』の許可は必要ではないか」

「民間の類似の施設への許可の問題とも関わるので、何を『合葬式施設』として、何を『納骨堂』とするのか、あらかじめ、許可を行う担当部局と、調整を行う必要がある」

- 以上「合葬墓(永代供養墓)」と「納骨施設(納骨堂)」を区別するポイントとなる。市営墓地内の

墓所区画 - 墳墓の無縁改葬を行った場合、それを収容する施設についても同様のことがいえる。一般墓地(墓所・墳墓)との関連では、福岡市の市立霊園の一般墓所からの改葬について、いわゆる「無縁」ではなく、改葬を行う者がおり、当該施設への焼骨の移動が申し出られているのであれば、積極的に言うべきではないかと思慮する。このことに抛り、既存の市営墓地の再び貸し付けが促されることにもつながる。また、無縁墓の改葬先とできるのか、という点については、法律上のみの視座から考える限りにおいては、懸念しなくてはならない点は無い。

合葬墓(永代供養墓)の分類 本研究における考え方

[ア]骨壺から焼骨を取り出し、大きなカロートにまとめて収めてしまう……これは文字通りの“合葬”になるが、一般的には“無縁”が確定した際の収容方法となる。 [イ]骨壺ごと収容・管理の場合、永久に骨壺としておさめる方法と、一定期間が経過した後に、 のように“合葬”する方法がある(この場合の「一定期間」については具体的にどう、考えたらよいのかについては後述する)。

なお、 の大きなカロートは、その規模、容積の目安としては骨壺であると考えられる(地方によって、骨壺の大きさは異なるので、注意が必要)。

ただ、全体の収容数をどのくらいにするのか、実際のカロートの容積は施工業者とよく相談することが求められることは避けることは出来ない。

今日の合葬墓(永代供養墓)といえはやはり、 の骨壺を収める方法となるであろう。 但し、この場合でも、様々なケースが考えられる。それにより、合葬墓(永代供養墓)の外観、構造をはじめ、建設費も異なってくる。 骨壺の収容方法は三つに大別出来る。最もシンプルな方法が「棚式」本棚のようなものに並べておく方法なので、一目でその状態が確認出来るという利点が挙げられるであろう。管理もしやすいため、ほとんどの場合で採用されている収容方法といえる。

合葬墓(永代供養墓)と焼骨のおさめ方、以後の取り扱い

まず、「埋蔵」「収蔵」について。墓地、埋葬等に関する法律(及び「施行規則」においては)焼骨が地上部分となるか、地下部分となるかは「埋蔵」「収蔵」の定義はない。

ちなみに合葬墓(永代供養墓)に焼骨(骨壺)をおさめた場合、「いったん、合葬墓(永代供養墓)に収めた焼骨について、これを改葬する申し出を受けた場合」のことを想定しているなら、「原則として返還しない」という姿勢を保つべきである(何故なら、安易に返還に応じると、相当程度の蓋然性で、その管理実務の混乱が想定される)。

但し、「合葬式施設に収めた焼骨」でも、申し込みを受け付け、その焼骨を管理しているに過ぎず、当該焼骨の所有権までが失われている訳ではない。相当程度の理由、あるいは申し入れがなされた際、返還せざるを得ない場合もある。併せて想定すべきである。

次に、改葬の可否、当該施設におさめる骨壺等の材質などについて考えたい。預かれる大きさは、応募要項等を通じて周知しておく必要がある。仮に、所定と異なる大きな骨壺である場合、焼骨を入れ替えるよう求めることとなる。この点、下記「永代使用料の算出方法について」の「 使用料 円/体の場合、先祖代々の墓(=被埋蔵者が多い墓)からの改葬はどう対応するのか?」に対する回答を参考としていただきたい。

合葬墓(永代供養墓)と焼骨のおさめ方、以後の取り扱い

合葬墓(永代供養墓)の種類と、そこで推計される建設規模 - 収容する(骨壺)数と、その方法が決まれば、次に、どれほどの規模にするかが問題となる。

イニシャルコスト(建設費)の早期回収と、当該施設に求められる持続的供給のバランスから、前期と後期に分けることも有り得る。仮に、イニシャルコスト(建設費)が5千万円、収容能力を5000体と仮定。1体あたりの使用料は10万円とする。収容能力の5000体のうち、500体を前期、即ち「イニシャルコスト(建設費)」にあてる(10万円×500体=5000万円。この時点でイニシャルコストの回収は終わる)。

使用料の設定について。受け入れる骨壺ひとつにつき、仮に「市民で遺骨を保有している方」を10万円とし、「生前に申し込む方」の場合、25万円。「市外からの申し込む方」なら50万円というはどうか。

「生前に申し込む方」の場合、15年以内に焼骨が当該施設に運び込まれるか、当該権利主張の申入れが書面等により確認出来ない場合、使用許可は取り消す(使用権の失効)とすべきである。15年としたのは、使用許可に拠る使用権は債権類似の権利であり、その債権の最長時効期間は15年であることに根拠を置いている。

合葬墓(永代供養墓)の管理料等、設定される「料金」

まず、墓地で設定されている「管理料」相当額が必要なのだろうか。合葬墓(永代供養墓)の場合、管理を委託する焼骨(骨壺)はひとつの施設に収めてしまう。そして、施設には基本的に空調など管理費コストはかからないのと思われる。ただ、たとえ僅かではあっても、「管理料を徴収すべき」という考え方も合理的に説明し得る。何故なら、毎年、管理料を徴収することで、生前に申込んだ者の消息の確認が出来るからである。

また、公営の施設であっても、当該施設が設けられている管理事務所等では「献花式」等のセレモニーが行われることが珍しいことではない。多くの場合、管理事務所-当該施設を提供している地方公共団体側が負担するのが通例である。しかし、合葬墓(永代供養墓におさめられている焼骨(骨壺)の数の1/2~1/3の数が参列するという報告もある。そうとう程度の負担となろう。

そうした規模のセレモニーを行うとなれば、やはりある程度の予算を見込まねばならず、それを当日の参列者から集めることが難しいのであれば、予め使用料に転嫁しておくという考え方も成り立つであろう。試算ではあるが、3千体を20年間、骨壺で安置するなら-([1回あたりの「献花式」費用] × 20) ÷ 3千) - となる。あるいはこれら費用を管理料に転嫁する考え方もあるのではないか。

合葬墓(永代供養墓)設定される「料金」とおさめる焼骨の分別する主体

次に、ひとつの焼骨(骨壺)の使用(委託)料 円/体とした場合、先祖代々の墓(=被埋蔵者が多い墓)からの改葬はどう対応するのか。という問題も相当程度の蓋然性で考慮しておかなければならない問題である。

こうしたケースの場合、新たに計画する合装式施設内、もしくは管理事務所内に「再収骨室」を設け、当該施設の管理者や職員立ち合いの下、焼骨管理委託者(祭祀主宰者)自身により、任意にまとめさせるべきである。何故なら、そうした手続きを踏まえれば、過去の判例に拠れば、その際に残った焼骨

については法律上「廃棄物」となる（「火葬後の焼骨に関し、収骨する(量)仕来りは様々であるが、民法等、祭祀対象物の保護法益の対象となるのは、遺族の拾い揚げたものに限定される」 - 「遺骨領得ノ件」「遺骨領得罪ノ客体の件」〔大審院判決〕）という考え方を敷衍し得る余地が生まれるからである。しかし、焼骨管理委託者（祭祀主宰者）における宗教的な感情などについても思慮するなら、残滓物（骨）を直ちに「廃棄物」として扱ってしまっては実務的ではない。実務においては、「（施設の）提供者側が適切に管理致します」として、同施設の合葬スペースにおさめてしまうなどといった対応にならざるを得ないものと思慮する。

我が国における合葬墓（永代供養墓）の現状調査 現状調査に関する概

要

《a》本調査の起点が1990年を起点なのは、1990年前後において、新潟の安穏廟や巣鴨平和霊苑の“もやいの碑”など、承継者がおらずとも、寺院や墓地の管理者が永代にわたり供養を行う“お墓”の注目が集まるようになったためである。これを公益社団法人全日本墓園協会の主任研究員である横田が、これまで5年間毎にその動向をまとめてきた。従って、本報告「2005～2009年」までの調査が、現時点における最新版となる。

《b》調査はインターネット、情報誌、書籍等を収集し、とりまとめ、データ化した。調査項目は「名称」「所在地」「連絡先(電話)」「経営主体名」「開設年」「費用(使用料)」「(骨壺での管理期間)」「(生前における)管理料・会費(の有無)」「その他の料金(の有無)」「(『その他の料金』が有る場合の)名目」「(『その他の料金』が有る場合の)金額」などである。それら各項目を集計し、必要に応じて各々の質問のクロス集計を行い、更なる分析を加えた。

《c》調査のサンプリングは民営の施設に偏在する傾向があるため、公営の合葬墓の報告については別途、調査が求められる処である。

合葬墓（永代供養墓）は、どう呼ばれてきたのか・定義

「合葬墓（永代供養墓）」については、確たる定義はなされてはいない。そもそも「合葬墓（永代供養墓）」という呼称の他にも、「集合墓」や「共同墓」、あるいは「合祀墓」といった呼び方もあるようである（ちなみに、「墓地、埋葬等に関する法律」においては《墳墓》とされる場合、《納骨堂》とされる場合、何れかに分かれる）。

さらに、その形態や、運営の方法も個々の運営主体により、様々である。従って、本施設を検討する際、他の類似、あるいは競合するともいえる「施設」との比較は様々な視点から捉えなくてはならない。留意しておくべき重要なポイントであるといえよう。

参考までに、行政ではこうした「合葬墓（永代供養墓）」をどのように呼んでいるかを調べてみると、平成12年12月6日付で厚生省生活衛生局長が各都道府県知事などに通知した「墓地経営・管理の指針

等について（生衛生発第 1764 号）」では、『埋蔵管理委託型（墓地）』としています。しかしこれも一般に定着しているとは言い難い。

こうしたことを踏まえ、あえて「合葬墓（永代供養墓）」を定義付けるなら、「承継者の有無にかかわらず、当該施設を提供する地方公共団体や、寺院、霊園が半永久的に供養・管理を約束する墓地（施設）」と言い換えることになるのかもしれない。

全国にある500を超える「合葬墓(永代供養墓)」の現状(分布・開設年)

いつ頃からこうした新しい形態の「お墓」が出てきたかについても触れておきたい。

「合葬墓（永代供養墓）」が、より広く社会的に広く認知されるきっかけ、嚆矢ともいえるものは、平成に入ってから登場した日蓮宗妙光寺の「安穩廟」(新潟市角田浜)になるというのが多くの関係者が述べているところである。以後、翌平成2年になると、高野山真言宗功德院東京別院である「すがも平和霊園」内に設けられた「もやいの碑」(東京都豊島区)、そして、日蓮宗常寂光寺の「志縁廟」(京都市右京区)といった形で全国各地に次々と開設されてゆくことになる。

こうした「合葬墓（永代供養墓）」は全国でどのくらいあるのであろうか。統計を基にした正確な数字は存在していない(何故なら、先に述べた通り、そもそもの定義が明確ではないことに起因していることが大きな原因である)が、「合葬墓(永代供養墓)」を紹介している書籍、資料、文献などを中心に、その他、インターネットなどを通すと 550 件の「合葬墓（永代供養墓）」を抽出することが出来た(ちなみに、調査によっては、「1000 件を超えている」と述べる者もいる。しかし、こうした違いが生じるのは、まさしく「定義が曖昧」であることに起因しているといわざるを得ない)。

まずは、**地域別の分布状況**から見てゆきたい。関東にあるものだけで優に約六割を占めている。さらに詳しく見ると、東京都に限っても他の地域の倍で101件。つまり、全国にある合葬墓（永代供養墓）の約2割が東京都に集中していることとなり、加えて、都に隣接する神奈川、埼玉の両県は共に60～70件前後。つまり、東京都と隣接する2県だけで全国の4割以上の合葬墓（永代供養墓）が集中していることがわかる。

全国			関東別		
地域	件数	割合	県	件数	割合
北海道東北	4	80%	栃木	18	57%
関東	36	57%	群馬	14	44%
北陸中部	79	144%	茨城	17	54%
近畿	58	105%	千葉	35	11.1%
中国	20	36%	埼玉	71	225%
四国	8	15%	東京	101	320%
九州沖縄	25	45%	神奈川	60	190%
合計	550	1000%	合計	36	1000%

開設年別状況に捉えた現況

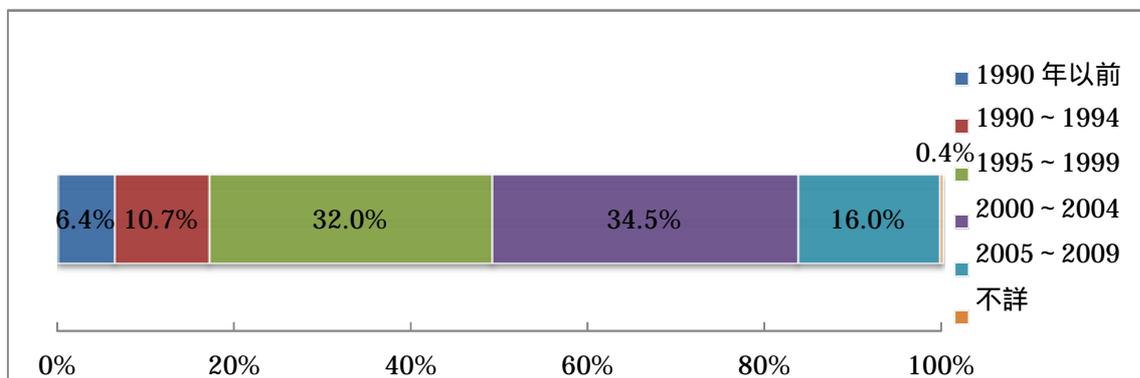
最も多く造られたのが、2000年から2004年にかけての5年間、190件になる。過去に遡っても、1990年以前には35件、1990年から1994年では59件であったことを思慮すると、1995年から1999年にかけての5年間に急激な増加、176件にもなる(ただし、この5年間に1年毎にみると、ほぼ毎年30~40件前後で均等な増加であり、目立った偏りはみられない)。ただ、現在でも大々的な形で「合葬墓(永代供養墓)」を謳わず、ここでの数字に表れないままに運営されている施設は少なくないことは想定される(前述したとおり、「調査によっては、『1000件を超えている』と、述べたが、こうした違いは、まさしく「定義が曖昧」であることに起因している」ということを裏付けていると言える)。

開設年別内訳								
開設年	件数	割合	開設年	件数	割合	開設年	件数	割合
1990年以前	35	6.4%	1995年	21	11.9%	2000年	46	24.2%
1990~1994	59	10.7%	1996年	34	19.3%	2001年	35	18.4%
1995~1999	176	32.0%	1997年	36	20.5%	2002年	47	24.7%
2000~2004	190	34.5%	1998年	39	22.2%	2003年	37	19.5%
2005~2009	88	16.0%	1999年	46	26.1%	2004年	25	13.2%
不詳	2	0.4%	合計	176	100.0%	合計	190	100.0%
合計	550	100.0%						

ところで、他に見逃せないのが、直近の5年間、2005年から2009年にかけて造られたのが88件に留まっているということである。それ以前の5年のうちに造られた190件と比べると建立件数がわずかに5割に満たない数字にとどまっている点にある。

これは施設としてポピュラーになったために増加数が頭打ちになってしまったのか、それとも、マスクの取り上げが控えられるようになったためなのか、このデータからだけではわからず結論は得られない。

しかし、合葬墓(水代供養墓)がひとつのピークを終えつつあり、新たな展開を迎えつつあると言うことはできるであろう。



設定されている基本料金 - 使用料等、その他の料金設定

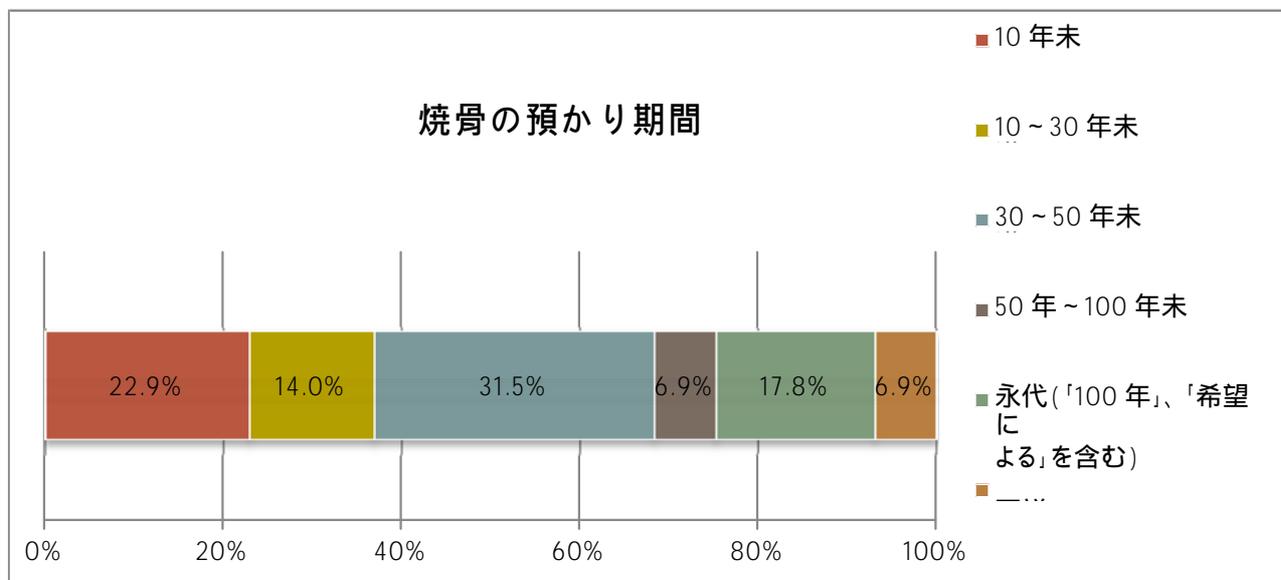
各々の合葬墓（永代供養墓）においても、様々なサービスのオプションが示されていることから、一言で「基本料金」と言っても、それを一般で想定されるところの「基本料金」のなぞらえることの出来ない難さがある。そこで、ここでは、主要なものとして目立つように提示されている費用を「基本料金」と仮定した。料金の内訳は一樣ではない、おおむね 10 万～50 万円未満が 4 割弱、50 万～100 万円未満が 4 割強、つまり、これらを合わせれば、10 万～100 万未満の費用設定が 8 割を占める。

10 万未満	10～50 万未満	50～100 万未満	100～150 万未満	150～200 万未満	200～250 万未満	250～300 万未満	300 万以上	その他	合計
13	201	223	74	13	6	1	3	16	550
2.4%	36.5%	40.5%	13.5%	2.4%	1.1%	0.2%	0.5%	2.9%	100.0%
	10～20 万未満	20～30 万未満	30～40 万未満	40～50 万未満	合計				
	31	44	103	23	201				
	15.4%	21.9%	51.2%	11.4%	100.0%				
	その内、端数の設定されていない料金の内訳								
	10 万	20 万	30 万	40 万					
	14	19	67	15					
	50～60 万未満	60～70 万未満	70～80 万未満	80～90 万未満	90～100 万未満	合計			
	118	31	25	39	10	223			
	52.9%	13.9%	11.2%	17.5%	4.5%	100.0%			

料金の内訳は一樣ではない、おおむね 10 万～50 万円未満が 4 割弱、50 万～100 万円未満が 4 割強、つまり、これらを合わせれば、10 万～100 万未満の費用設定が 8 割を占めることになる。また、これらの料金設定について付け加えると、「10 万」「20 万」をはじめ、「80 万」「90 万」「100 万」など、切りの良い数字が多く設定されているのも合葬墓（永代供養墓）の特徴と言える。

お骨(焼骨)を骨壺単位で管理する(場合、その保管)年数

「33 年(33 回忌)」というのが、162 件で全体の 3 割弱、「永代」は 92 件で 2 割足らずに留まります(但し、「永代」と謳ってはいても、それらのなかには一定期間が経てば、当初の骨壺から管理し易い小さな骨壺に移すところも多いと考えられる)。ちなみに、同一施設内で焼骨を移動・整理する場合、地方公共団体からの改葬許可は必要とされない(「墓地、埋葬等に関する法律」第 2 条第 3 項。第 5 条)。



お骨(焼骨)を骨壺単位で管理する(場合、その保管)年数

お骨(焼骨)を骨壺単位で管理する(場合、その保管)年数については、既に、「料金」で述べたことと同様に、いわゆる“切りの良い数字”が多く設定されている(下表参照)。こうしたことも合葬墓(永代供養墓)の特徴と言えるであろう。

骨を預かる期間(「お骨」の預かり方)

期間	10年未満	10～30年未満	30～50年未満	50年～100年未満	永代(「100年」、「希望による」を含む)	不詳	合計
件数	126	77	173	38	98	38	550
割合	22.9%	14.0%	31.5%	6.9%	17.8%	6.9%	100.0%

合葬墓(永代供養墓) - 外見の差異に比重を置いた分類

施設の形状について。ここでは集約性の高い順に「合葬型」、「石板型」、「墓石型」に分けることが出来る。「合葬型」とは、後述する「石板型」と同じく、ひとつの施設内に焼骨をまとめて納めてしまうのですが、「石板型」と異なるのは、焼骨となって納められた故人の名前や家名などを刻む石板は独立したものではなく、一枚の石板に墓誌のようにまとめてしまうか、そうした石板さえ設けない、極めて集約性の高い施設のことを指す。次に、「石板型」とは、ひとつの施設内に焼骨をまとめて納めてしまうもの、その外見は個々の石板状に分けられ、そこに故人の名前や家名などを刻むことが出来るという、ある程度の独立性を有している施設のこと。

最後に、「墓石型」とは、初めに建立したお墓のまま、永代にわたって管理することを謳っているもの、もしくは、いったんお墓を建立した上で、例えば33年間などの一定期間を過ぎた後は別途設けられた合祀塚、背部墓に移すもののことを指す(厚生労働省が「墓地経営・管理の指針等について」(平成

12年12月6日)において、例示している合葬墓(永代供養墓) - 同「指針」ではこれらを「埋蔵委託管理型」と呼称している - が、この「墓石型」の合葬墓(永代供養墓)を想定したものとなっている。

クロス集計 [施設の開設年 造られた施設の形状] 施設の形状(タイプ)

件数

開設年	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不詳	合計	割合
1990年以前	17	5	8	5	0	35	6.4%
1990～1994	13	10	28	6	2	59	10.7%
1995～1999	30	36	76	32	2	176	32.0%
2000～2004	38	42	73	33	4	190	34.5%
2005～2009	10	20	41	14	3	88	16.0%
不詳	1			1		2	0.4%
						550	100.0%

割合

開設年	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不詳	合計
1990年以前	48.6%	14.3%	22.9%	14.3%	0.0%	100.0%
1990～1994	22.0%	16.9%	47.5%	10.2%	3.4%	100.0%
1995～1999	17.0%	20.5%	43.2%	18.2%	1.1%	100.0%
2000～2004	20.0%	22.1%	38.4%	17.4%	2.1%	100.0%
2005～2009	11.4%	22.7%	46.6%	15.9%	3.4%	100.0%
不詳	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%

クロス集計 [開設された年 使用者に求められる条件]

件数

	入壇(信)の要有	入壇(信)の要無	その他	合計
1990年以前	12	20	3	35
1990～1994	13	41	5	59
1995～1999	58	102	16	176
2000～2004	42	136	12	190
2005～2009	15	66	7	88
不詳		2		2

割合

	入壇(信)の要有	入壇(信)の要無	その他	合計

1990 年以前	34.3%	57.1%	8.6%	100.0%
1990 ~ 1994	22.0%	69.5%	8.5%	100.0%
1995 ~ 1999	33.0%	58.0%	9.1%	100.0%
2000 ~ 2004	22.1%	71.6%	6.3%	100.0%
2005 ~ 2009	17.0%	75.0%	8.0%	100.0%
不詳	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

クロス集計 [使用者資格(条件) 造られた施設の形状]

使用者資格 (条件) と施設の形状タイプのクロス集計						
施設の形状タイプ 1						
データの個数 / 形態別コード	形態別コード					
使用資格コード	0	1	2	3	4	総計
1	4	33	25	60	18	140
2	6	67	79	149	66	367
3	1	9	9	17	7	43
総計	11	109	113	226	91	550
上記クロスの数						
	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不明・不詳	合計
入壇の要有	33	25	60	18	4	140
入壇の要無	67	79	149	66	6	367
その他	9	9	17	7	1	43
	109	113	226	91	11	550
上記クロスの割合						
	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不明・不詳	合計
入壇の要有	23.6%	17.9%	42.9%	12.9%	2.9%	100.0%
入壇の要無	18.3%	21.5%	40.6%	18.0%	1.6%	100.0%
その他	20.9%	20.9%	39.5%	16.3%	2.3%	100.0%

〔分担研究報告書〕

いわゆる「樹木葬型墓地」に

関する問題点の整理

厚生労働省科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書 いわゆる「樹木葬型墓地」に関する問題点
の整理

研究分担者 横田 睦 公益社団法人全日本墓園協会主任研究員

いわゆる樹木葬型墓地のニーズにある背景

いわゆる合葬型墓地(墓所)の場合、そのニーズとして「既に承継者がおらず、関係者が当該墳墓から移す」「墓は無いが、自身(の世帯)に承継する者がいないため、墓ではなく、将来の管理を期待して求める」「承継者はいるものの、負担等をかけたくないと考え、予め求める」等に大きく分けられる。そして、これらについては、いわゆる「樹木葬型墓地」へのニーズとも重なるものである。

「樹木葬型墓地」の場合、これに加え、「樹木葬という自然志向の葬葬は、要するに工業化社会のツケを背負った二十一世紀のリスク社会に現れた葬法だと思うんです。(中略)一方で、日本を含め先進諸国では、産業化を推し進めた結果、自然破壊、環境破壊を引き起こしてしまった。樹木葬というのは、それに対して、墓地を樹木化することによって自然環境を保護していこうとするものです。」(http://www.bukkyo-kikaku.com/bk_tusin_no11_2.htm より)が挙げられる。下に掲げた実績などからも明らかな通り、「弔う側」の論理ではなく「本来、『弔われる側』である『生者』」のニーズ(=シンパシー)に寄り添った性格が強い施設といえる。

参考；横浜市メモリアルグリーンにおける公募開始以降の応募状況（現在、公募終了）

(メモリアルグリーン内にある「合葬式樹木型納骨施設」 - 平成19、22、25年)

納骨施設形態	使用年数	申込区分			募集数	応募数	振替後募集枠	抽選倍率	抽選の有無
合葬式 樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持力	60(60体分)	29(29体分)	29(29体分)	1.00	無抽選	
			生前キ	40(40体分)	121(121体分)	71(71体分)	1.70	抽選	
		2体分	遺骨保持ク	60(120体分)	55(110体分)	55(110体分)	1.00	無抽選	
			生前ケ	40(80体分)	405(810体分)	45(90体分)	9.00	抽選	
合葬式 樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持力	60(60体分)	59(59体分)	59(59体分)	—	無抽選	
			生前キ	40(40体分)	176(176体分)	41(41体分)	4.29	抽選	
		2体分	遺骨保持ク	60(120体分)	143(286体分)	60(120体分)	2.38	抽選	
			生前ケ	40(80体分)	954(1,908体分)	40(80体分)	23.85	抽選	
メモリアルグリーン 合葬式樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持力	78(78体分)	95(95体分)	78(78体分)	1.22	抽選	
			生前キ	52(52体分)	481(481体分)	52(52体分)	9.25	抽選	
		2体分	遺骨保持ク	77(154体分)	189(378体分)	77(154体分)	2.45	抽選	
			生前ケ	52(104体分)	1,827(3,654体分)	52(104体分)	35.13	抽選	

；レイアウトの制約上、平成19、22、25年の分のみの表記に留めた。詳細は別添。

；ここでいう「振替後調整(数)」とは、倍率を均等化させるため、募集数と応募数を考慮し、調整を行ったもの(後の数)である。

いわゆる樹木葬型墓地のこれまでの経緯と規制

樹木葬儀は、ほぼ、平成 11（1999）年に岩手県一関市に寺院が試みられたことから始まる。

現在、いわゆる「樹木葬型墓地」は、様々の様なもの - 外観、焼骨の預かり方 等 - が開設されていることが確認されている。お墓、墓碑が無いことから、一般の受け取り方としては、散骨などと混同されて理解されているケースが見受けられることも珍しくなく、事実、しばしば、この両者は混同されていることが珍しいことではない。

厚生労働省では、平成 16（2006）年 10 月 22 日に「樹木葬森林公園に対する墓地、埋葬等に関する法律の適用について」（健衛発第 1022001 号）という通知を出すに至った。そこでは、「樹木の苗木を植える方法」「土や落ち葉をかける方法」のいずれについても墓埋法第四条でいう「焼骨の埋蔵」に該当するという見解が示されている。

いわゆる樹木葬型墓地の種類

これまで、「いわゆる樹木葬型墓地」としてきたのは、現状においては、各々が独自の呼称 - たとえば、前述の横浜市では「合葬式樹木型納骨施設」とされていることなど、様々な形状のものがあり、遺(焼)骨の受け入れ方も多様であった為である。そこで、以下に既存の“いわゆる樹木葬型墓地”を精査し、分類を行うと、概ね、以下の 3 つに大別される。

- イ 既存の山林を利用し、生えている木々の 1 本、1 本の根元に焼骨を埋蔵するもの。
- ロ モニュメントとなる大木を植え、その周囲を取り巻くように焼骨を埋蔵するもの。
- ハ 既存の墓所区画に墳墓に代わる低木を植え込み、そこに骨壺を埋蔵するもの。

無論、これらは便宜上の“分類”であり、重複するものも存在し得る。また、これらイ～ロの遺(焼)骨の埋・収蔵方法は、概ね、次のパターンに分けられる。

- A 骨壺のまま埋蔵するもの。
- B 骨壺から遺(焼)骨を取り出し、これを布袋等に移し替えるもの。
- C 骨壺から遺(焼)骨を取り出し、これを樹木の根元に直接埋蔵するもの。

なお、これらは、たとえば「B」は「遺(焼)骨を粉碎する」「否」と、更に細分化される。

樹木葬型墓地の種類（具体的事例 - [口-A]タイプ）

- 区画面積：1区画0.25㎡（50cm×50cm）
- 樹木墓地の収蔵数：3か所で3,000体収蔵 個別埋蔵式
- シンボルツリー、低木、芝、花などで覆われた盛り土部分に、骨壺の状態ですら中に埋蔵
- 手前にある献花台から参拝



上掲したのは、事例 - 「横浜市営メモリアルグリーン」内の「合葬式樹木型納骨施設」。
 民営墓地にも類似のものがある。たとえば、ここに掲げたのは(宗)奥多摩霊園内のもの。



樹木葬 家族永代供養「さくら」の魅力

- ◎ 永代供養付 お墓の跡継ぎの心配がありません。
「奥多摩霊園」が永代に渡って供養と管理をいたします。将来、お墓の継承に不安がある方にも安心です。
- ◎ 樹木葬スタイル 墓石の代わりに樹木を墓標として、遺骨を埋葬するスタイルです。
家族永代供養「さくら」は申込みいただいた区画に継承者がいる限り、家のお墓としてご利用いただけるという、樹木葬ではあまり例のないものです。
- ◎ 他の区画の遺骨と合祀されません。家族だけでゆっくり眠っていただけます。
継承者がなくなった後も、改葬や合祀されることなく、永代に渡って家族・親族だけで供養されます。
- ◎ 1区画に家族・親族で 1区画に一人ではなく、家族で一緒にお入りいただけます。
家族永代供養「さくら」は家のお墓としてご利用いただけるので、継承者がいる限り、何霊位でもご遺骨をお引き受けいたします。
- ◎ お申込みいただくのに宗指・宗派は問いません。無宗教の方もお入りいただけます。
- ◎ 年間管理費がかかりません。お墓の維持・管理に費用がかかりません。
- ◎ 合同供養祭を開催いたします。毎年、桜の咲き誇る4月頃に合同供養祭を行います。
- ◎ 家名やお名前を入れたプレートを設置します
- ◎ 生前のお申し込みもお受けいたします
- ◎ 山上広場の美しい墓所 奥多摩霊園で一番の景観を誇る山上広場にあります。
秩父多摩甲斐国立公園の中にある奥多摩霊園は、雄大な山並みと700mを超える桜があり、四季の花々に開かれた美しい霊園です。なかでも家族永代供養「さくら」は一番の景観を誇る山上広場にありま。

家族永代供養「さくら」1区画使用料 60万5千円（税込）

個別区画使用料50万円、環境保全費10万5千円(税込) ※納骨料は1回につき別途25,000円(税込)となります。
 ◎ 墓石付き 家族永代供養「さくら」もご利用しております。
 利用の芝生墓地の区画に墓石を建て33年間で供養して頂いた後、家族永代供養「さくら」へご遺骨を移します。97万2,500円(税込)～

事例 - (宗)町田いずみ浄苑内のもの 同「浄苑」では、NPO法人と連携をしながら、積極的に展開している。下記のものは平成10(2008)年頃、最も初めに造られたもの。芝生が円形にムラがあるのが骨壺を埋蔵した後の名残り。また、墓地周縁にある石碑で埋蔵場所や故人が分かる様になっている。

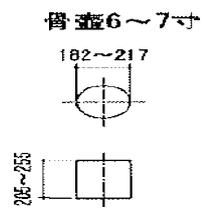
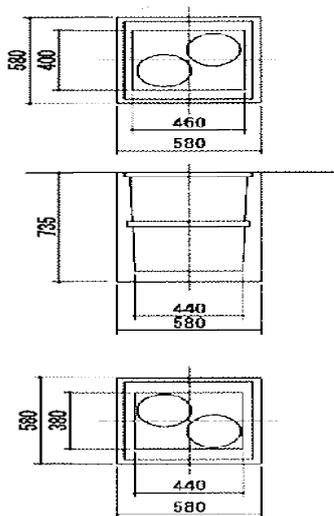


樹木葬型墓地の種類（具体的事例 - [口・準八折衷 - A]タイプ
事例③-(宗)北摂池田メモリアルパーク内「永代供養“さくら葬”」

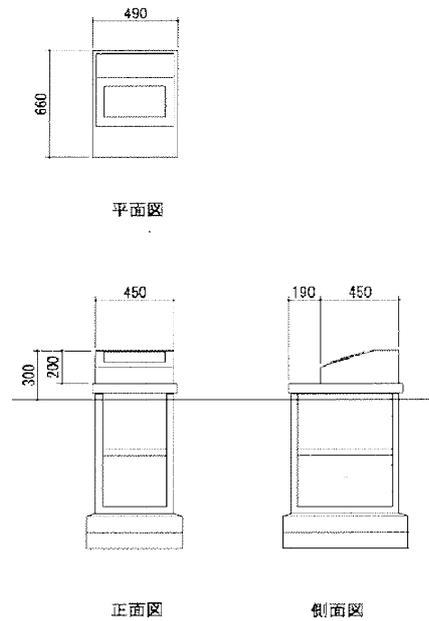


各々のプレート下の構造 - イメージ図（類似のケースより転載）

参考：小型カロート
（1.5m²用
正方形タイプ）



小型芝生墓地
プレート型



4遺骨収蔵可能

樹木葬型墓地における使用料と管理料

以下は「宗教法学会」に拠る「宗教法」第 27 号「いわゆる『樹木葬』に関する考察」(ISSN0288 - 6820)2008 より要約しまとめたものである。これは、いわゆる樹木葬型墓地をテーマとして、学術誌で - 現在まで、確認された範囲において - 唯一、発表されたものである。

「(略)前述したように、散骨が『自然葬』とも呼称されていることから、散骨を行っているところが樹木葬にカテゴライズされてしまっていたり、その逆もあつたりする。実際に確認出来たものは十数。未確認のものを含めても二十箇所程度にとどまるであろう」「樹木葬の価格(費用)それぞれの樹木葬墓地によってももちろん異なる。その設定の基準も様々である。おおよそ 30 ~ 50 万円からが基本となっている」「長年(それこそ、数百年)にわたる歳月を重ね、構築されたシステムともいえる既存の『墓地』でさえ、ランニングコスト(管理料)の扱い、設定については大きな問題を抱えている」「使用(希望)者が樹木葬墓地に求めるイメージは「自然」にある(略・通常の墓地より)植栽などに工夫を凝らすことが求められる」 - そして、同論文は、横浜市立メモリアルグリーンについて、管理料の試算を行っている。下記にはその管理費内訳項目(勘定科目)のみ挙げた。

樹木葬型墓地における管理料試算(例)

「合葬式樹木型納骨施設」(3,000 遺(焼)骨埋蔵)管理費内訳 (推計)

1. 人件費(管理責任者・事務員・墓園管理担当者・同補佐)	-	■■■■	円
2-1. 植栽管理(高木剪定〔199 本〕・中木剪定〔308 本〕・低木刈込み〔2,346 m ² 〕・施肥〔高木・中木・低木、各種〕・病害虫駆除・剪定枝処分等)	-	■■■■	円
2-2. 植栽管理(芝生地〔16,688 m ² 〕・機械刈込・手刈込・施肥・病害虫駆除・灌水作業等)	-	■■■■	円
2-3. 植栽管理(修景〔バラ・草花 1 年草・草花 宿根草 等、合計 1,025 m ² 〕・剪定作業・咲き殻切りや摘実・施肥・病害虫駆除・除草・灌水等)	-	■■■■	円
2-4. 植物管理担当者(植栽全般の管理・施設内点検・清掃管理)	-	■■■■	円
3. 建物工作物管理(管理事務所等) - 具体的には(屋外清掃・ゴミ分別収集・献花・供物回収・献花台清掃・繁忙期の支援要員・駐車場清掃・園路、広場、工作物の日常点検、貯水槽清掃、ポンプ・スプリンクラー、制御盤点検・排水設備清掃・防災及び電灯点検〔清掃〕・外灯照明器具点検・機械警備・廃棄物処理等)	-	■■■■	円
4. 事務所経費(主に水光熱費)	-	■■■■	円
合計(1 年あたり)	-	■■■■	円
1 遺(焼)骨あたり	-	■■■■	円

註；当然、遺(焼)骨の集約性、施設の形状、様々な要因で異なる。あくまでも「試算」。

いわゆる「樹木葬型墓地」を計画する際のポイント

これまで述べてきた点を計画の流れを意識してポイントを列挙する。詳細に関する当該箇所については、前に振り返って詳しく検討出来るよう、各々のマス目の右上隅に示した当該「番号」箇所を振り返

っていただきたい。まず、どのぐらいの数の遺(焼)骨をどのようにおさめるのかを検討しなくてはならない。たとえば、下に示した事例、都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」は一見すると、ここまでに示

した事例 - 「横浜市営メモリアルグリーン」内の「合葬式樹木型納骨施設」等と大きな差は無い(また、面積も 800 m²とほぼ変わらない)。

しかしながら、事例 では、申込者自身が遺(焼)骨を骨壺から布袋に移し、提供者(都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」)はこれを受領し、「共同埋蔵施設」部分に他の遺(焼)骨入りの布袋におさめる。この「共同埋蔵施設」はこのエリア内に 20 以上が設けられることが計画されている。

ひとつで 500 袋程度はおさめられるとすると、約 10,000 体の収容能力を有する。

当然、ひとつ(遺(焼)骨 - 袋)あたりの使用料や管理料(前ページにて試算)は、かなり低廉化させることが可能となることは明らかである。

樹木葬型墓地の種類(具体的事例 - [準口 - B]タイプ 事例 - 都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」(下段部分は下段の蓋がされ、様に覆われている)



いわゆる「樹木葬型墓地」の計画が検討なされる場合における留意すべき点

「事業計画」 - 「コンセプト」「留意点」

いわゆる「樹木葬型墓地」のニーズについては、既にまとめた通り、合葬型墓地(墓所)のニーズ - 「既

に承継者がおらず、関係者が当該墳墓から移す「墓は無いが、自身(の世帯)に承継する者がいないため、墓ではなく、将来の管理を期待して求める」「承継者はいるものの、負担等をかけたくないと考え、予め求める」等 - というものに加えて、「(死後は)自然に還りたい」「自然のなかで眠りたい」というような“自然回帰”への漠然とした“憧れ”が反映されているといわれる。

しかし、他方では地方公共団体による公営墓地の場合、その求められる役割として - 「低廉なものを持続的に供給し続ける」という重要な命題も課せられている責務を忘れてはならない。以降には - の「ケーススタディ」で示した何れの場合でも、「使用許可に関する一定の制約」「骨壺という容器で遺(焼)骨を受け入れず、布袋等に移し換える」「いわゆる、『個別におさめられたい、おさめられたい』という様なものに対する強い関心と、限られたスペースの有効的な活用の両立あるいは合理的に折衷する“思想”」で臨むことが求められている。

いわゆる「樹木葬型墓地」の取得希望者(世帯)数

いわゆる、樹木葬型墓地については、千葉県浦安市や、神奈川県川崎市、相模原市などで、その導入が検討され、地方公共団体においては積極的な取組みが進みつつある。そして、何れの施設においても、いわゆる「合葬型墓所」的な管理・運営がなされている施設をベースとして、そこに植栽などをふんだんに盛り込み、述べた様に、昨今に自然へのニーズ、エコロジカルな時代の流れを取り込む工夫がなされている。

従って、上記「合葬式樹木型納骨施設」などでは生前に求める応募者数が、遺(焼)骨を有しているため、申込む応募者数の10倍を超えることは、半ば普遍的現象である(前述 - 参考; 横浜市メモリアルグリーンにおける公募開始以降の応募状況(現在、公募終了))これを加味した推計を行った。

X市必要墳墓-樹木葬取得希望数(推計-事例)

年代	人口数	死亡者数	墳墓需要数	樹木葬実需要数	樹木葬生前需要数
2010～2015	817,544	4,780	1,135	57	568
2015～2020	829,000	5,650	1,334	67	667
2020～2025	832,000	6,717	1,585	79	794
2025～2030	826,000	7,798	1,841	92	921
2030～2035	815,000	8,767	2,069	103	1,035
2035～2040	799,000	9,453	2,231	112	1,116
2040～2045	775,000	9,772	2,307	115	1,154
2045～2050	745,000	9,763	2,304	115	1,152
2050～2055	712,000	9,581	2,261	113	1,131
2055～2060	779,000	9,608	2,268	113	1,134

;墳墓需要数の推計方法は大阪府方式を採用した。

;「樹木葬実需要数」「合葬型墓所需要(数)」と想定した。

しかし、現時点において、こうした施設を具体的に設けている事例は、横浜市立メモリアルグリーン
の「合葬式樹木型納骨施設」や、東京都立小平霊園内に設けられた「樹林墓地」に限られる。これら施
設の形状については、既に明らかにしてきた処であるし、別添の資料も併せて御覧いただきたい。

ケーススタディ 【モニュメント基本方式】 本方式と、先のケーススタディ [緑地部分プレート
採用方式]と比較、参照されたい。但し、そこにおさめられている故人=遺(焼)骨の名前や戒名を
刻む石版(銘板)を設けてしまうと、

限り無い数になってしまうことが懸念される(下記写真参照)。

こうした方式を採用する場合、実際の運用上に際し、見落とされがちなポイントである。

都立小平霊園内「合葬式埋蔵施設」(平成 20(2008)年応(公)募開始)の現状



ケーススタディ [緑地部分プレート採用方式] ケーススタディ **【モニュメント基本方式】**と、本
方式の比較は各々参照。

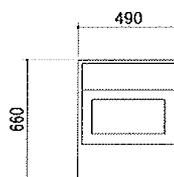
前述、樹木葬(墓地)の種類(具体的事例 - [口・準八折衷 - A]タイプの規模を大きくした。先の
樹木葬(墓地)の種類(樹木葬(墓地)の種類(具体的事例 - [口 - A]タイプや、具体的事例 - [準
口 - A]タイプでは遺(焼)骨ごとにおさめ、その上は芝生で覆うのだが、本方式は、遺(焼)骨をおさめ
た上は、芝生で覆うのではなく、石版 プレートを置くという方式。これは、報告書本文でも明らかな
通り、「今回のアンケート調査では、広さには拘らぬものの、個別に追悼が出来る様なもののニーズが高
かった」ことを考慮したものである。

但し、石版 プレートを置くが、各々の前に佇んで追悼することは想定せず、あくまで、墓域手前に献花台を設け、使用者はそこで“墓参”を行う - というのも視野において想定するくらいシンプルにしなければ、下記で例示した既存の芝型、プレート型と変わらぬものであり、その集約性が低下することを常に懸念しなくてはならない。

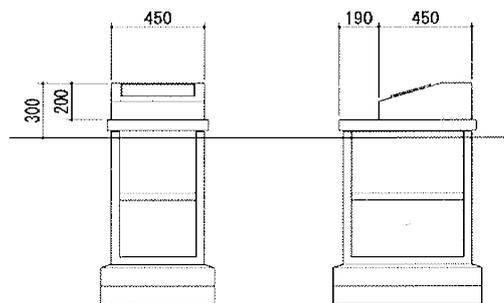
また、遺(焼)骨をおさめるカロートも石版 プレートの大きさ(20~25 c m²程度を想定)のままとして、深掘することとすると共に、遺(焼)骨は、前述した「樹木葬(墓地)の種類(具体的事例 - [準口 - B]タイプ)」と同様、使用者 祭祀主宰者自身の手で、布袋(当然、遺(焼)骨 = 故人の識別が出来る様にタグを付ける)に移し換えさせることも必要となる。

当然、その許可期間は一定範囲内に限られる「有期限」である。 下掲右写真は既存のプレート型。左

図は上記【23】の想定に近い図面。



平面図



正面図

側面図

ケーススタディ 【緑地にプレート、モニュメント方式も併用する方式】

既にケーススタディ [モニュメント基本方式] (【21】)で述べた点や、ケーススタディ [緑地部分プレート採用方式] (【23】)でまとめたところである。各々で述べた留意点については、各々の該当箇所を精査していただきたい。その上で本ケーススタディでは、ふたつの異なるタイプの機能を有機的に結びつけ、先述した「事業計画」 - 「コンセプト」「留意点」(【18】)で挙げた、市営墓地としての役割 - 「低廉なものを持続的に供給し続ける」という重要な命題も課せられている責務の具現化させなくてはならない。それは具体的には、緑地部分にプレート様式的なものを配置するのであれば、「使用許可に関する一定の制約」、つまりは有期限とすることが求められるし、「骨壺という容器で遺(焼)骨を受け入れず、布袋等に移し換える」

「いわゆる、『個別におさめられたい、おさめられたい』という様なものに対する強い関心と、限られた

スペースの有効的な活用の両立あるいは合理的に折衷する“思想”で臨むことが求められている。そのためには、合葬式を採用する場合にあっては、その効率性のみを希求するのではなく、本施設の持続性と歩調を合わせた、実現可能な“カタチ”という制約に注意を払いながら、個々の故人を追悼出来る“装置”が必要となる。

どのようなタイプの樹木葬型墓地を選択するにせよ、おさめなくてはならない焼骨を有している者に対する公（応）募枠と、そうではない者（＝いわゆる「生前の申込み者」）に対する公（応）募枠をどのように設けるべきか。一考だが、既存の横浜市立メモリアルグリーンにおける樹木型合葬式埋蔵施設や、東京都立樹林葬墓地の状況では、いわゆる「生前の申込み者」に対する公（応）募枠に対する応場倍率は極めて高い。

そこで当初の間、数年間程度は当該施設を整備するのに費やしたイニシャルコストを回収すべく、いわゆる「生前の申込み者」に対する公（応）募枠を広げる。

しかるべくして、その回収の見通しが成立した時点で、その公（応）募枠の割り振りについては、そうした「生前の申込み者」に対する公（応）募枠を中心としたものから、「必要性」という意味ではより切実な、「おさめなくてはならない焼骨を有している者」に対する公（応）募数を基本としたものに変えなくてはならない。何故なら、単に「応募者数が多い」という目先の状況のみに漫然と対応したままでは、程度の規模（収容能力）の大きなものを整備しても、短期間で「満杯」となってしまう、公（応）募を終了させざるを得なくなる。長期にわたり本当に必要とする市民に対して安定的な供給を行うことが、当該施設に課せられた大きな責務であることを失念してはならない。

どのようなタイプの樹木葬型墓地を選択するにせよ、その基本設計を行う際に、その整備費＝イニシャルコストの積算だけではなく、緑地の維持費＝ランニングコストの積算も行い、その費用をどのように購うのかの見通しも立てねばならない。一例ではあるが、生前に申込み、その使用許可を得たものから、徴収する方法。個別に（＝たとえば「プレート型」）使用許可を行う場合、そうした使用者からのみ管理料を徴収する方法。

あるいは、個別に（＝たとえば「プレート型」）使用許可を行う場合、使用期間を20年間とし、その管理料20年間分を使用料に加える方法など、様々な方策を検討する必要がある。

ランニングコストはイニシャルコストとは異なり、当該施設が存続する限り、継続し、その支出が求められる性格の支出であるから、長期的・持続的に回収することが可能な方策を講じなくてはならない。当該施設におさめられている故人の記録をどのように遺してゆくのか、ということも重要な問題である。

通常のお墓の場合、墓石の脇に石碑を設け、故人の戒名（俗名の場合もある）を刻んでゆくのであるが、同様の 방식을長期にわたり数万にも及ぶ故人＝遺（焼）骨をおさめることになる当該施設の場合、その工夫が求められるところである。既存の事例としては、「故人のお写真や映像を、モニターに映すことも可能です（オプション）室内にはモニターが設置されており、お手元の液晶タッチパネルで操作を行うことが可能です。参拝室内のモニター画面には、故人の思い出のお写真や映像を映し出せるほか、写真に音楽をつけることも可能です。映像や写真で故人との思い出を偲ぶことが出来る、新しい墓参の形となっております。」というものもあるなど、様々な検討と工夫を加え得る余地がある。

謝辞

まず、本研究に際して、資料等の照会の要請にお応えいただいた各地方公共団体、並びにヒアリングなど、貴重な時間を割き、御協力下さった各地方公共団体、御担当の方々に、深く御礼申し上げます。

また、アンケートの施行に際しては、1,500名以上もの全国の「市」民の方々の御協力がなくては本研究事業の成果を得ることは出来なかった。併せて深く御礼申し上げたい。

加えて、喜多村悦史（東京福祉大学）氏、小谷みどり（第一生命経済研究所）氏、泊瀬川 孚（日本環境斎苑協会）氏の各位におかれては、御多忙であるにもかかわらず、本研究事業を進めるにあたってのCOI（利益相反）委員の就任を御快諾いただき、研究事業が進捗する過程で、これを検証していただくことと併せて、適時、的確なアドバイスをいただいた。その他、多くの方々の御協力・御助力を得て、本報告書を取りまとめることが出来た。再三になるが、改めて深く御礼申し上げます次第である。

平成26年 3月 平成25年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究特別事業）

「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」

研究者 一同